

府下南千住町大字地方橋場一、二六四番地

東京製靴株式會社

二、事業主側

イ、名 稱

東京製靴株式會社

ロ、代表者

門田猪三郎

ニ、資本金

十二万五千圓（全額拂込済）

ホ、事 業

靴製造業

ヘ、企業系統

ナシ

ト、使用労働者

六十五名（男五七）

三、労働者側

イ、爭議参加労働者

職工全部

ロ、應 援

目下、處ナシ

四、爭議發生ノ時

ハ、爭議参加労働者^者組合加入者

東京華工組合^{組合}約三十名

十月二日（十月十二日午後三時罷業決行）

五、爭議發生原因

イ、遼因、十月二日事業不振ノ為、職工浦山涼藏、鈴木三郎、山川初次郎ノ三名ヲ解雇シタルカ何レモ不當トシテ代表者ヲ選定シテ復職ヲ歎願シタルモ拒絶サ

ロ、近因前項復職ヲ拒絶サレタル爭議團ハ本部ニ於テ対策考究ノ結果職工湯川乙平外三名ヲ代表トシテ工場樓上ニ於テ松岡事務ト會見後託要求書ヲ提出シタルガ之亦容レラズシテ遂ニ總罷業ニ移レリ